

## 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

### 【目次】

第1	個人番号	7
1	個人番号の指定及び通知	7
2	請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	7
(1)	請求の受理（令第3条第1項）	7
(2)	従前の個人番号に代わる個人番号の指定（令第3条第4項）	10
(3)	郵便等による個人番号指定請求書の提出	10
(4)	法定代理人による請求	10
(5)	代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等（令第3条第6項、省令第3条）	10
(6)	電子情報処理組織を使用した個人番号指定請求書の提出（規則第12条第1項において準用する規則第3条）	12
(7)	個人番号カードの廃止又は回収	12
3	職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	12
第2	個人番号通知書	14
第3	個人番号カードの様式等	16
1	様式及び規格	16
2	券面記載事項	19
3	内部記録事項	19
第4	個人番号カードの交付	20
1	交付申請書の受理	20
2	作成	27
3	交付	30
(1)	交付時来庁方式による交付方法	30
(2)	申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法	38
(3)	住所地市町村長以外の市町村長を経由した申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法	38
(4)	特急発行方式による交付方法	43
(5)	住所地市町村長以外の市町村長を経由した特急発行方式による交付方法	44
(6)	出生届と同時に交付申請書を提出する場合の特急発行方式による交付方法	44
(7)	15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合の交付方法	47
(8)	交付申請者の代理人に対する交付方法	48

(9) 個人番号カードの暗証番号の設定	51
(10) 個人番号カードの交付に係るその他の留意事項	56
第5 個人番号カードの再交付	58
1 再交付申請書の受理	58
2 作成	60
3 再交付	60
第6 個人番号カードの有効期間内の交付	62
1 交付申請書の受理	62
2 作成	62
3 交付	63
第7 個人番号カードのその他の手続	64
1 最初の転入届の受理の際に講ずべき措置	64
2 個人番号カードの券面記載事項の変更届出	64
3 個人番号カードの暗証番号の変更	68
4 個人番号カードの暗証番号の再設定	68
5 個人番号カードを紛失した旨の届出	71
6 紛失した個人番号カードを発見した旨の届出	74
7 個人番号カードの廃止又は回収	76
8 個人番号カードの廃棄	80
9 既に交付を受けた個人番号カードを暗証番号をロックした状態とする切替手続	80
10 追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの暗証番号の設定	80
第8 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等	81
1 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任	81
2 個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務	81
3 市町村長から機構への通知	81
(1) 個人番号通知書・個人番号カード関連事務に関する機構への通知	81
(2) 個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務に関する機構への通知	81
(3) 通知の方法	82
第9 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置	83
1 請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	83
(1) 請求に際する通知カードの返納	83
(2) 請求の際に提出させる書類	83
2 職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	83

3	通知カードの手続	83
(1)	通知カードを紛失した旨の届出	83
(2)	紛失した通知カードを発見した旨の届出	83
(3)	通知カードの返納	83
(4)	通知カードの廃棄	84
4	個人番号カードの交付	84
5	通知カード・個人番号カード関連事務の委任	84
第10	国外転出者に係る個人番号カード交付事務	85
1	交付申請書の受理	85
2	作成	91
3	交付	91
(1)	附票管理市町村における交付方法	91
(2)	附票管理市町村以外の市町村における引渡し方法	92
(3)	在外公館における引渡し方法	92
(4)	15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合の交付方法	93
(5)	個人番号カードの暗証番号の設定	93
(6)	国外転出者に係る個人番号カードの交付にあたってのその他の留意事項	94
4	国外転出者に係る個人番号カードの再交付	94
(1)	再交付申請書の受理	94
(2)	作成	96
(3)	再交付	96
5	国外転出者に係る個人番号カードの有効期間内の交付	96
(1)	交付申請書の受理	96
(2)	作成	97
(3)	交付	98
6	国外転出者に係る個人番号カードの券面記載事項の変更	98
(1)	附票管理市町村長への券面記載事項変更届出の提出	98
(2)	領事官を経由した券面記載事項の変更手続	101
7	国外転出者に係る個人番号カードの暗証番号の変更・再設定	101
(1)	附票管理市町村長への暗証番号変更・再設定申請書の提出	101
(2)	領事官を経由した暗証番号の再設定	104
8	国外転出者が個人番号カードを紛失した旨の届出	104
(1)	附票管理市町村長への紛失した旨の届出	104
(2)	領事官を経由した紛失した旨の届出	107

9	国外転出者に係る個人番号カードを発見した旨の届出	107
	(1) 附票管理市町村長への発見した旨の届出	107
	(2) 領事官を経由した発見した旨の届出	110
10	国外転出者に係る個人番号カードの廃止又は回収	110
11	国外転出者に係る個人番号カードの廃棄	114
第11	国外転出者に係る個人番号カード継続利用事務	115
	1 国外に転出する旨の転出届の受理の際に講ずべき措置	115
	2 国内に転入する旨の転入届の受理の際に講ずべき措置	115
第12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第83号）附則第2条による経過措置	116

## 【定 義】

この事務処理要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- |                    |  |
|--------------------|--|
| (1) 法              | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。   |
| (2) 令              | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）をいう。   |
| (3) 規則             | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）をいう。  |
| (4) 省令             | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）をいう。   |
| (5) 整備法            | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）をいう。   |
| (6) 番号法総務省関係整備令    | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第301号）をいう。 |
| (7) 住基法            | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）をいう。   |
| (8) 住基令            | 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）をいう。   |
| (9) 情報通信技術活用法      | 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）をいう。  |
| (10) 情報通信技術活用法施行規則 | 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）をいう。   |
| (11) 個人番号カード等技術基準  | 個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）をいう。   |
| (12) 機構            | 地方公共団体情報システム機構をいう。   |
| (13) 本人確認情報        | 住基法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。ただし、機構から提供される本人確認情報にあつては、住基法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報とする。   |
| (14) 電子署名          | 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。  |
| (15) 住民記録システム      | 住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和61年自治省告示第15号）第1の1に規定する住民記録システムをいう。                                |
| (16) コミュニケーションサーバー | 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）第1の2に規定するコミュニケーションサーバーをいう。                             |
| (17) 旧氏            | 住基令第30条の13に規定する旧氏をいう。  |
| (18) 旧氏記載者         | 住基令第30条の14第1項に規定する旧氏記載者をいう。  |
| (19) 外国人住民         | 住基法第30条の45に規定する外国人住民をいう。   |

- |              |   |
|--------------|---|
| (20) 中長期在留者  | 住基法第30条の45に規定する中長期在留者をいう。                   |
| (21) 特別永住者   | 住基法第30条の45に規定する特別永住者をいう。                    |
| (22) 一時庇護許可者 | 住基法第30条の45に規定する一時庇護許可者をいう。                  |
| (23) 仮滞在許可者  | 住基法第30条の45に規定する仮滞在許可者をいう。                   |
| (24) 経過滞在者   | 住基法第30条の45に規定する出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者をいう。 |
| (25) 通称      | 住基令第30条の16第1項に規定する通称をいう。                    |

## 第1 個人番号

### 1 個人番号の指定及び通知

ア 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、新たに住民票コードを記載した場合、機構に対して電気通信回線を通じて当該者の住民票コード及び個人番号とすべき番号の生成を求める旨の情報を通知し、機構から通知された個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする（法第7条第1項、法第8条第1項、令第7条、住基令第12条第2項第1号の2、省令第7条）。

イ 転入をした者については、転出証明書に記載された個人番号を住民票に記載する。

ウ 以前個人番号を記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された個人番号を確認した上で、当該以前記載された個人番号を住民票に記載する。

エ 以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合等は、機構から本人確認情報の提供を受け、以前記載された住民票コードを確認した上で、アに準じて個人番号とすべき番号の生成要求等を行い、当該個人番号とすべき番号を当該者の個人番号として指定し、住民票に記載する。また、当該者に対して個人番号通知書により当該個人番号を通知することとする（法附則第3条第2項、整備法第17条第2項、省令第7条）。

### 2 請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、従前の個人番号に代わる個人番号の指定の請求をすることができる（法第7条第2項）。

市町村長は、当該請求を受けたときは、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる（令第3条第3項）。

また、理由があると認められる場合であって、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、個人番号カードを返納する事由並びにその者の氏名及び住所を記載した返納届（以下「個人番号カード返納届」という。）と併せて、その者に対し、個人番号カードの返納を求める（令第3条第5項）。

なお、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）又は代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。

また、個人番号指定請求書（個人番号、当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由、請求者の氏名及び住所を記載した請求書をいう。以下同じ。）に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届の提出に代えることができる。

#### (1) 請求の受理（令第3条第1項）

##### ア 個人番号指定請求書の記載事項

個人番号の指定を請求しようとする者に対し個人番号指定請求書を提出させる（省令第2条）。

個人番号指定請求書の様式は、次に掲げるとおりとする。

個人番号指定請求書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
個人番号の不正利用のおそれがある理由 ※2			

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 不正利用のおそれがあると認められる理由が「紛失」の場合には、紛失した事実を証する書類等を添付してください。

代理人申請の場合は、下記に記入してください。

代理人		本人との関係	
住所			
電話番号			

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

## イ 個人番号指定請求書の提出の際に提出させる書類

個人番号指定請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提出させること等により（令第3条第2項において準用する法第16条、規則第12条第1項において準用する規則第1条、第2条第3項）、個人番号の指定を請求しようとする者が本人であることを確認する。

住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。第4-3-(3)、(5)及び(10)一エを除き、以下同じ。）又は個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合した上で本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認は、その券面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項とを照合すること等により行うものとする。ただし、住民基本台帳カード又は個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合等に限る。住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。

また、個人番号の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳に記録されている個人番号及び個人識別事項（住民票に記載されている氏名及び生年月日又は住所をいう。以下同じ。）を確認することも可能である（規則第12条第1項において準用する規則第2条第1項第4号））。

### (ア) 個人番号カード

#### (イ) 個人番号の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び次に掲げるいずれかの書類

A 住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

B Aのほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

市町村長が適当と認めるものとしては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、一時庇護許可書、仮滞在許可書等が考えられる。

C A又はBに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類のうち二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）の書類

(A) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳又は児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

(B) (A)に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの（住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

市町村長が適当と認めるものとは、以上の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、申請者本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照

会したその回答書その他市町村長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものである。  
なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(2) 従前の個人番号に代わる個人番号の指定（令第3条第4項）

住所地市町村長は、個人番号指定請求書の提出を受けた場合において、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該請求に係る従前の個人番号に代えて当該提出をした者の個人番号とすべき番号生成要求を行い、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に係る住民票に記載するとともに、個人番号の指定をした旨及び指定をした年月日を記入し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を個人番号通知書により通知する（法第7条第2項、法第8条第1項、令第3条第4項、省令第7条）。

(3) 郵便等による個人番号指定請求書の提出

郵便等による個人番号の指定の請求については、第1-2-(1)-イに掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を添付させることにより本人確認を行う。この場合において、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(4) 法定代理人による請求

個人番号の指定の請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、これらの者の法定代理人（登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類により代理権を有していると認められる保佐人、補助人及び任意後見人を含む。以下同じ。）に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。

この場合、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る第1-2-(1)-イに掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

(5) 代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等（令第3条第6項、省令第3条）

個人番号指定請求書の提出は、代理人を通じてすることができる（令第3条第6項）。住所地市町村長は、当該代理人に対し、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

また、理由があると認められる場合であって、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、その返納を求める。

個人番号指定請求書を提出する際には、次に掲げる書類を提示させること等により、代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する（令第3条第7項において準用する令第12条第2項、規則第12条第2項）。

住民基本台帳カード又は個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合した上で本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認は、その券面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、住民基本台帳カード又は個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合等に限り、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。

ア 代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類）

(ア) 本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類

ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

(イ) 本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法定代理人以外の者である場合には、委任状等の交付申請者の指定の事実を確認するに足りる資料

(ウ) (ア)又は(イ)の書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号指定請求書を提出することを証明するものとして市町村長が適当と認める書類

(エ) 本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法人であるときは、(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの書類であって当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたもの（規則第12条第2項において準用する規則第6条第2項）

イ 代理人の本人確認書類

(ア) 住民基本台帳カード、個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

(イ) (ア)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、アの書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの

(ウ) 本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）（規則第12条第2項において準用する規則第7条第2項）

(エ) (ア)又は(イ)の書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）の書類（代理人の個人識別事項の記載があるものに限る。）

A 第1-2-(1)-イ-(イ)-C-(A)の書類

B 第1-2-(1)-イ-(イ)-C-(B)の書類

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

ウ 本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類

本人に係る個人番号カード若しくはその写し又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書

なお、ウの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、住民基本台帳に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項を確認する措置をとらなければならない。

(6) 電子情報処理組織を使用した個人番号指定請求書の提出（規則第12条第1項において準用する規則第3条）

ア 請求の受理

(ア) 市町村長は、電子情報処理組織を使用して行った個人番号の指定の請求を受理することができる。

(イ) 個人番号指定請求書の記載事項を請求者の使用に係る電子計算機から入力して明らかにさせる。

(ウ) 次に掲げる方法により、請求者の個人番号及び請求の意思を確認する。

A 個人番号カードの券面事項入力補助領域に記録された署名券面情報（機構により電子署名が行われた券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報をいう。）をいう。以下同じ。）並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた(イ)により入力する事項についての情報を送信させる方法

B 市町村において住民基本台帳に記録されている請求者の個人番号を確認するとともに、請求者に次に掲げる電子証明書（市町村長が当該市町村長の電子計算機から認証することができるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた(イ)により入力する事項についての情報を送信させる方法

(A) 署名用電子証明書

(B) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

(C) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(エ) なお、送信された事項のみでは請求理由等が具体的に明らかにならない場合等、これらの事項に疑義がある場合には、指定の請求を受理すべきでないことはいふまでもない。

イ 本人確認

本人確認については、第1-2-(1)-イに準じて行う。

(7) 個人番号カードの廃止又は回収

個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号の指定の請求があった場合は、個人番号カード返納届を添えて、個人番号カードを返納させ、個人番号カードのカード運用状況（以下「個人番号カード運用状況」という。）を廃止及び回収とする（法第17条第10項及び第11項、令第3条第5項、令第14条第6号、令第15条第1項第2号及び第2項）。

なお、個人番号カードの返納がなかった場合は、個人番号の指定処理と連動して、個人番号カード運用状況を廃止とする。

3 職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定

ア 住所地市町村長は、2の場合のほか、当該住所地市町村が備える住民基本台帳に記載されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、機構に対し、当該個人番号に代えてその者の個人番号とすべき番号の生成要求を行い、機構から通知された個人

番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に係る住民票に記載するとともに、個人番号の指定をした旨及び指定をした年月日を記入し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を個人番号通知書により通知する（法第7条第2項、法第8条第1項、令第4条第1項、省令第7条）。

イ 住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者に対し、当該指定をしようとする理由及びその者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、当該個人番号カードの返納を求める旨を当該個人番号と併せて通知する。

この場合において、通知が困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示する（法第17条第11項、令第4条第2項、令第14条第14号、令第15条第1項第3号及び第2項）。

なお、個人番号カードの廃止等については、第7－7に準じて取り扱う。

## 第2 個人番号通知書

### ア 発行

個人番号通知書は、機構が、氏名、生年月日、個人番号、個人番号通知書の発行の日、個人番号通知書である旨の表示、交付地市町村長名、照合番号の一部として利用するための10桁の英数字をその表面に記載し、作成する（省令第7条）。

個人番号通知書を発行するにあたっては、その表面記載事項が正確であるかどうかについて留意する。

### イ 交付

(ア) 個人番号通知書は、機構が、郵便等により送付する（省令第7条）。

なお、本人への到達の確実性を高める観点からは、書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法等の信頼性の高い手段によるべきものとする。

(イ) (ア)の個人番号通知書が宛先なし等の理由で市町村に返戻されてきたときは、個人番号通知書の運用状況（以下「個人番号通知書運用状況」という。）を更新するとともに、当該市町村において住民票記載事項の確認、調査を行い、以下の場合においては、個人番号通知書の返還登録を行った上で、当該個人番号通知書を物理的に廃棄する。

A 他の市町村への転出を確認した場合

B 住民票が消除されている場合

上記A又はB以外の場合においては、返戻された個人番号通知書を一定期間（3月程度）保管する。また、交付については、本人若しくはその代理人に来庁させ、若しくは職員が本人のもとへ出向き、又は再度書留郵便等で本人に送付することにより行うものとし、交付した場合には、個人番号通知書運用状況を更新する。

病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により本人の出頭が困難である場合等においては、職員が本人のもとへ出向き、又は再度書留郵便等で本人に送付することにより個人番号通知書を交付することが適当である。

一定期間（3月程度）を経過しても個人番号通知書の交付ができない場合は、返還登録を行った上で、当該個人番号通知書を物理的に廃棄する。ただし、本人にやむを得ない事情がある場合等には、一定期間（3月程度）を経過して保管した上で、交付する。

(ウ) 返戻された個人番号通知書を、本人に来庁させ、又は職員が本人のもとへ出向き交付する場合、次に掲げるいずれかの書類の提示を受け、本人確認を行う。

次に掲げる書類による本人確認については、暗証番号の照合や表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号通知書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。

また、次に掲げる本人確認書類については、券面の特徴等を市町村において適格に把握できるものについては、当該書類が偽変造されたものでないことを目視等により厳格に確認すること。さらに、それ以外の書類については、氏名等を修正した跡がある等当該書類に明らかに偽変造が疑われる点がないかを目視等により確認すること。

また、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとして差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとして差し支えない。

A 運転免許証、旅券その他官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

市町村長が適当と認める書類とは、例示した書類のほか、住民基本台帳カード、個人番号カード（(エ)の代理人に対する交付の場合を想定している。）、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書等が考えられる。

B Aに掲げる書類を提示することが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて住所地市町村長が適当と認める二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）の書類（個人識別事項の記載があるものに限る。）

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証等が考えられる。

また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等が考えられる。

(エ) 返戻された個人番号通知書を、本人の代理人に来庁させ交付する場合、次に掲げる全ての書類を提示させ、代理人の本人確認及び代理権の確認を行う。ただし、代理人が本人と同一の世帯に属する者である場合には、Bの書類の提出は必要ない。

なお、Cの書類による本人確認の方法は、(ウ)に準じて取り扱う。

また、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

A 市町村長が適当と認める書類

市町村長が適当と認める書類とは、本人の第2-イ-（ウ）-Aに掲げる書類及び第2-イ-（ウ）-Bにおいて市町村長が適当と認める書類として掲げる書類が考えられる。

B 代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類）

(A) 代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類

ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。また、15歳未満の者が本人である場合で、本人と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認できる場合には、市町村長の判断により、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認することにより、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

(B) 代理人が法定代理人以外の者である場合には、委任状等の交付申請者の指定の事実を確認するに足りる資料

C 代理人の本人確認書類

代理人の本人確認書類については、第2-イ-（ウ）-A及びBに準じて取り扱う。

### 第3 個人番号カードの様式等

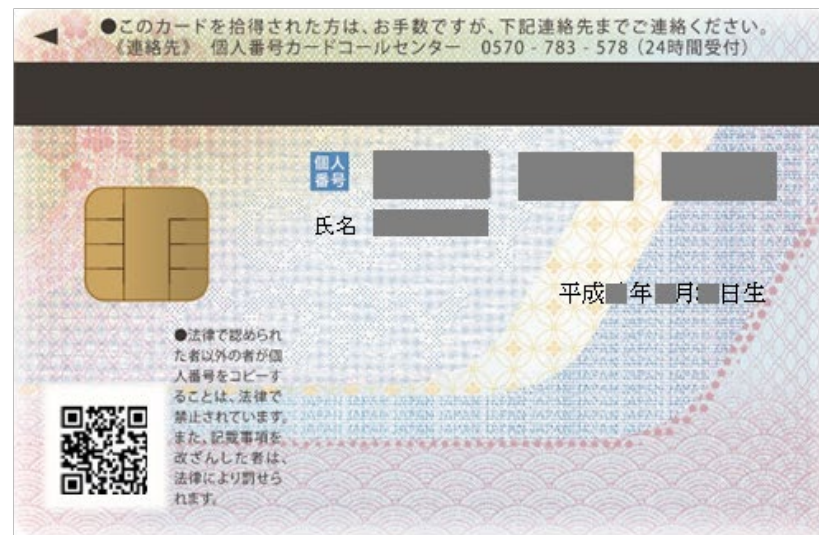
#### 1 様式及び規格

個人番号カードの様式及び規格については、省令（別記様式）、個人番号カード等技術基準において規定されているところであり、詳細については次のとおりである。

(表)



(裏)



備考1 大きさは、縦 53.92 mm以上 54.03 mm以下、横 85.47 mm以上 85.72 mm以下とする。

2 半導体集積回路を組み込む。

3 本人に係る住民票に旧氏が記載されている場合には、氏〔旧氏〕名として、併せて記載する。

4 本人に係る住民票に通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。

5 裏面中 QR コードの部分については、主務大臣（内閣総理大臣及び総務大臣をいう。）が定める技術的基準によるものとする。

6 顔写真の下に、照合番号の一部として利用するための 16 桁の英数字及び 4 桁の数字を記載する。

(申請の日において一歳未満の者の場合)

(表)



(裏)



- 備考1 大きさは、縦 53.92 mm以上 54.03 mm以下、横 85.47 mm以上 85.72 mm以下とする。
- 2 半導体集積回路を組み込む。
- 3 本人に係る住民票に旧氏が記載されている場合には、氏〔旧氏〕 名として、併せて記載する。
- 4 本人に係る住民票に通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。
- 5 裏面中 QR コードの部分については、主務大臣（内閣総理大臣及び総務大臣をいう。）が定める技術的基準によるものとする。
- 6 「有効」の記載の下に、照合番号の一部として利用するための16桁の英数字及び4桁の数字を記載する。

## 2 券面記載事項

- ア 個人番号カードは、氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、住所、生年月日、性別及び個人番号カードの有効期間が満了する日とその表面に、氏名、生年月日、個人番号をその裏面に、それぞれ記載するとともに、個人番号カードの交付申請の日において1歳未満の者（以下「特定年齢未満申請者」という。）を除き、写真を表面に表示する（法第2条第7項、令第1条、省令第16条、第25条）。
- イ 住民票に記載されている氏名（旧氏記載者にあつては住民票に記載されている氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては住民票に記載されている氏名及び通称）、生年月日、男女の別、住所及び個人番号を個人番号カードの表面又は裏面に記載する（省令第18条）。氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）又は住所の字数が多いため、個人番号カードの表面に記載できない部分があるときは、当該部分を表面の追記欄に記載し「何字加入」等と明記してこれに職印を押す。
- ウ 個人番号カードには、アのほか、表面には、個人番号カードである旨の表示、交付地市町村長名、照合番号の一部として利用するための16桁の英数字及び4桁の数字を記載する。また、裏面には、省令別記様式の「図形」を施す。
- エ 個人番号カードの交付を受けようとする者から特別の申請があつた場合、所要の点字エンボス加工を行うものとする。

## 3 内部記録事項

- ア 個人番号カードは、その半導体集積回路に住民票コードを記録する（省令第17条）。
- イ 個人番号カードの半導体集積回路には、アのほか、券面事項確認情報（券面に記載した氏名（旧氏記載者にあつては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては氏名及び通称）、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及び照合番号の一部として利用するための4桁の数字並びに表面に印刷した写真に関する情報をいう。）を記録する（法第2条第7項、令第1条、個人番号カード等技術基準第3-2-(7)-ア）。
- ウ 個人番号カードの半導体集積回路には、ア及びイのほか、署名券面情報を記録する（個人番号カード等技術基準第4-1-(2)-エ）。
- エ 個人番号カードの半導体集積回路には、アからウまでのほか、相互認証を行うための情報、ア又はウの暗証番号、イ又はウの全部又は一部の読み取り又は解析を行うための照合番号及び発行市町村のコードを記録する。
- オ 個人番号カードの半導体集積回路には、法第18条の条例等で定める事務を処理するために必要な事項を個人番号カード等技術基準第9の独立した領域に記録することができる。

#### 第4 個人番号カードの交付

##### 1 交付申請書の受理

###### ア 交付申請書の記載事項

個人番号カードの交付を受けようとする者に対し、次の(ア)及び(イ)の事項を記載した交付申請書を、直接に又は住所地市町村長を通じて、機構に提出させる（令第13条第1項又は第2項、省令第20条）。

(ア) 交付申請者の氏名及び住所

(イ) 個人番号又は生年月日及び性別（交付申請者が個人番号通知書とともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、生年月日及び性別）

交付申請書は、電子証明書発行／更新申請書と統合することとし、次に掲げる様式とする。

## 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

【手書用】

地方公共団体情報システム機構 宛		長宛)	
個人番号※1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     顔写真貼付欄                      サイズ                      (縦4.5cm×横3.5cm)                      ・最近6ヶ月以内に撮影                      ・正面・無帽・無背景のもの                      ・裏面に、氏名、生年月日                      を記入してください。                 </div>		
氏名※2			
住所※2			
生年月日※2	性別※2	男 ・ 女	
【旧氏又は通称】 ※2-3			
電話番号※4	外国人住民の 区分		
点字※5	点字表記を希望する (最大24文字まで、濁点等は1文字) <input type="checkbox"/>		在留期間等 満了日の有無
			在留期間等 満了日

- ※1 記載された個人番号に誤りがあると、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。
- ※2 氏名、住所、生年月日、性別については、住民票に記載の情報が個人番号カードと電子証明書に記載されます。
- ※3 あらかじめ住民票への旧氏又は通称の記載手続を行っている方は、個人番号カードと電子証明書に旧氏又は通称が記載されます。
- ※4 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。
- ※5 氏名の点字表記をご希望の場合、を黒く塗りつぶしてください。住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報として登録されているふりがな (最大24文字まで、濁点等は1文字) が点字で表記されます。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名

【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※

【ご注意】電子証明書は、健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。

利用者証明用電子証明書

ポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。

※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

暗証番号を決定しないこと (顔認証マイナナンバーカード) を希望する方は、市区町村窓口への来庁時に申し出てください。

15 歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人記載欄		
ふりがな		
代理人氏名	本人との関係	
代理人住所	〒	-     (電話番号: )

※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

事務処理記載欄	
---------	--

## イ 写真の添付

交付申請書には、次に掲げる要件を満たす写真の添付を求める（令第13条第1項、省令第21条）。ただし、交付申請書の提出時に交付申請者の写真を撮影することとする市町村においては、この限りでない。

(ア) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真であって裏面に氏名等を記載したもの

(イ) 縦の長さが4.5センチメートル、横の長さが3.5センチメートルの大きさのもの

## ウ 交付申請書の保存

交付した個人番号カードに係る交付申請書の保存は当該交付申請書を受理した日から15年間、機構が行うものとする（省令第23条）。保存の方法は、原本や写しを保存する方法でなくとも、電磁的方法によることとして差し支えない。

## エ 住所地市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出

住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして次に掲げる事情があるときは、当該市町村長を経由して、交付申請書を提出することができる（法第16条の2第2項、令第13条第2項、省令第22条）。

(ア) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の交付申請者に係る交付申請書を取りまとめることができること。

(イ) 交付申請者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。

(ロ) 交付申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

(ハ) 交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

(ニ) 交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童（18歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

(ホ) 交付申請者が特定年齢未満申請者であること。

(ヘ) (イ)から(ホ)までに掲げる事情に準ずると認められる事情があること。

## オ 郵便等又は代理人による交付申請書の提出

郵便等又は代理人による交付申請書の提出については、交付申請者が本人であることの確認を個人番号カードの交付時に行うことを前提に、その受理を行うことができる。

## カ 電子情報処理組織を使用した交付申請

次に掲げる電子情報処理組織を使用した交付申請については、交付申請者が本人であることの確認を個人番号カードの交付申請時又は交付時に行うことを前提に、その受理を行うことができる。

(ア) QRコード（交付申請書番号（統合端末又は機構の交付申請書の用紙に付与される番号をいう。以下同じ。）及び個人番号カードの申請に

係る機構のホームページのアドレスに関する情報を国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18004を用いて格納した図形をいう。以下同じ。)を使用して、総務大臣が適当と認めるスマートフォンその他の端末から当該ホームページを通じて個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法

- (イ) QRコードを使用して、総務大臣が適当と認める自動証明写真機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法
- (ウ) 交付申請者の使用に係る電子計算機から(ア)のホームページに交付申請書番号を入力して機構の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法
- (エ) (ア)から(ウ)に掲げる方法以外の方法で、交付申請について、入力する事項についての情報に電子署名を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子署名と併せてこれを送信させることにより、本人確認を行う方法(情報通信技術活用法第6条第1項並びに情報通信技術活用法施行規則第4条第1項及び第2項)

#### キ 二重交付の禁止

既に個人番号カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けようとする場合、第5及び第6の場合を除き、個人番号カード運用状況が運用中又は一時停止であるときは、交付申請書を受理することができない(省令第24条)。

#### ク 交付申請書の情報の更新及び登録

個人番号カードの交付を受けていない者について、個人番号カードの作成に必要な情報のうち次に掲げる事項に変更があった場合には、当該情報を最新にするために、統合端末において個人番号カードの交付申請書の情報を更新し、登録する。

また、統合端末の設置をしていない支所において次に掲げる事項の変更届出があった場合にも、後日、統合端末において個人番号カードの交付申請書の情報を更新し、登録する。

(ア) 氏名(氏名のふりがなを含む。)、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、旧氏又は通称

(イ) 在留することができる期間(外国人住民において、住基法第30条の45に規定する区分その他在留資格の変更等があった場合に限る。)

なお、住民が現に来庁している場合には、統合端末から出力した個人番号カードの交付申請書(住民記録システムとコミュニケーションサーバが変更処理について即時に連携していない場合で、(ア)に掲げる事項について変更があるときは、空白の個人番号カードの交付申請書)を手交等することにより、個人番号カードの交付申請を行うよう案内することが適当である。その際、個人番号通知書とともに発送された交付申請書の用紙については、当該用紙に記載された情報を書き換えることにより使用できる旨を説明する。

#### ケ 交付申請の取消し

個人番号カードの交付申請者から、個人番号カードの交付申請の取消しの申出を受けた場合には、第4-3-(1)-Cに掲げる書類を提示させる等により本人確認を行い、統合端末において個人番号カードの交付申請者のカード発行状況を確認の上、個人番号カードの交付取りやめ処理を行う。この場合において、交付/再交付申請取消申出書の提出を求めることとして差し支えない。

電話による申出も受理することとし、氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号等の申告を求め、本人確認を行う。

また、代理人による申出も受理することとし、本人確認と併せて、交付申請者との続柄等の申告を求め、代理権を授与した事実の確認を行う。

交付申請取消しの申出の受理状況について、交付申請取消しの対象者、申出者、申出の受理日、交付申請の取消理由等を記載した市区町村任意様式の記録簿を作成し、管理する。

なお、再度個人番号カードの交付申請を行うには、新たに交付申請書番号を生成する必要があるため、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報を入力の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申出者に手交し、当該交付申請書を用い

て交付申請を行うよう案内する（窓口において、当該住民が交付申請書の手交を望まない場合であっても、当該住民が手書用交付申請書により市町村を通さずに申請する場合に備えて、交付取りやめ処理の後、速やかに交付申請書情報入力を実施する。）。

交付／再交付申請取消申出書の様式は、別紙様式第1のとおりとする。なお、電子証明書発行／更新申請取消申出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は別紙様式第2のとおりとする。

コ 個人番号カードの交付申請等のために来庁した外国人住民の在留することができる期間の満了日が残り1月程度以内である場合の案内

個人番号カードの交付申請等のために来庁した外国人住民の在留することができる期間の満了日が残り1月程度以内である場合には、在留期間の更新等をした後、クにより手交される統合端末から出力した個人番号カードの交付申請書を使用して交付申請を行うよう案内することが望ましい。

個人番号カード  
交付/再交付申請取消申出書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※		性別 ※	男・女
申請書 ID				
氏名				
住所				
電話番号				
取消理由				

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人		本人との関係	
住所			
電話番号			

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・ 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。  
・ 電子証明書の失効申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード 交付／再交付申請 取消申出書  
電子証明書 発行／更新申請 取消申出書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※	性別 ※	男・女
申請書 ID			
氏名			
住所			
電話番号			
取消理由			

※ 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

代理人による届出の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係
住所	
電話番号	

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・ 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。  
・ 電子証明書の失効申請書と統合することとして差し支えありません。

## 2 作成

ア 機構が個人番号カードを作成するにあたっては、特に写真の取違え等が生じることのないよう、その券面記載事項及び内部記録事項が正確であるかどうかについて留意する。

また、写真については、適宜、写真のトリミング、拡大縮小等を行い、本人確認書類として適切な写真の表示に努めること。

イ 個人番号カードを作成する際に、住民票コードをその内部に記録した日から起算して、下記の区分に応じた有効期間を設定する（省令第26条及び第27条第1項）。

(ア) 日本の国籍を有する者、中長期在留者（在留資格が高度専門職第2号又は永住者である者に限る。）及び特別永住者

A 作成の日において18歳以上の者 作成の日から作成の日後10回目の誕生日まで

B 作成の日において18歳未満の者 作成の日から作成の日後5回目の誕生日まで

(イ) 中長期在留者（在留資格が高度専門職第2号又は永住者である者を除く。） 作成の日から在留期間の満了の日まで

(ロ) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 作成の日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで

(エ) 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者 作成の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から60日を経過する日まで

ウ 個人番号カードの交付を受けた後に次に掲げる場合に該当することとなった外国人住民は、イにかかわらず、住所地市町村長に対し、個人番号カードを提示して、その有効期間について、次に定める期間とすることを求めることができる（省令第27条第2項）。

(ア) 適法に本邦に在留できる期間が延長された場合 作成の日から延長された適法に在留できる期間の満了の日（第4-2-イ-ア）が適用されていたと仮定した場合における有効期間が満了する日（以下「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第2号、永住者若しくは特別永住者となった場合には、仮定有効期間満了日）まで

(イ) 在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合 作成の日から在留できる期間の満了の日（仮定有効期間満了日が、当該残留できる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

なお、本人以外の者による在留期間更新に伴う有効期間変更については、本人の個人番号カードを提示させ、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該申請を受理して差し支えない。

在留期間更新に伴う有効期間変更申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書発行／更新申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

## 個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
現に有する在留資格	在留期間の満了日	在留期間	

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

有効期間の変更理由 ※2	<input type="checkbox"/> 在留期間更新 <input type="checkbox"/> 在留期間の特例	<input type="checkbox"/> 在留資格変更	新たな在留期間満了日 ※3	
新たな在留資格 ※4			新たな在留期間 ※5	

※2 在留期間の延長種別について、いずれかの□欄にチェックをつけてください。  
 ※3 在留期間の特例の場合は、在留期間の満了日から2ヶ月後の日付を記載してください。  
 ※4 在留資格の変更を伴う場合は、新たな在留資格名を記載してください。  
 ※5 在留期間の特例の場合は、2ヶ月と記載してください。  
 ※ お持ちの個人番号カードの発行日から10回目（20歳未満の場合は5回目）の誕生日又は新たな在留期間満了日のいずれが早い日が新たな有効期間となります。

代理人申請の場合は、以下に記入してください。

代理人	本人との関係	
住所		
電話番号		

## 市町村記載欄

外国人住民の区分	
在留期間等満了日の有無	
在留期間等満了日	

## ※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。  
 ・電子証明書の更新申請書と統合することとして差し支えありません。

個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書  
電子証明書 発行／更新申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号	生年月日 ※1	性別 ※1	男・女
氏名			
住所			
電話番号			
現に有する 在留資格	在留期間の 満了日	在留期間	

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

有効期間の 変更理由 ※2	<input type="checkbox"/> 在留期間更新 <input type="checkbox"/> 在留期間の特例	<input type="checkbox"/> 在留資格変更	新たな 在留期間 満了日 ※3	
新たな 在留資格 ※4			新たな 在留期間 ※5	

- ※2 在留期間の延長種別について、いずれかの□欄にチェックをつけてください。
- ※3 在留期間の特例の場合は、在留期間の満了日から2ヶ月後の日付を記載してください。
- ※4 在留資格の変更を伴う場合は、新たな在留資格名を記載してください。
- ※5 在留期間の特例の場合は、2ヶ月と記載してください。
- ※ お持ちの個人番号カードの発行日から10回目（20歳未満の場合は5回目）の誕生日又は新たな在留期間満了日のいずれか早い日が新たな有効期間となります。

電子証明書の更新を併せて希望される場合、該当する□欄にチェックをつけてください。

申請内容	署名用電子証明書の更新 <input type="checkbox"/>
	利用者証明用電子証明書の更新 <input type="checkbox"/>

代理人申請の場合は、以下に記入してください。

代理人		本人との関係	
住所			
電話番号			

市町村記載欄

外国人住民の区分	
在留期間等満了日の有無	
在留期間等満了日	

※ 事務処理記載欄

受付担当者		受付年月日	
		令和	年 月 日
署名用 電子証明 書	通信の有無	破棄／職権失効の有無と回数	発行手数料額
	1. 無 ( ) 回 2. 有 ( ) 回	1. 無 ( ) 回 2. 有 ( ) 回	円
利用者証 明用 電子証明 書	通信の有無	破棄／職権失効の有無と回数	発行手数料額
	1. 無 ( ) 回 2. 有 ( ) 回	1. 無 ( ) 回 2. 有 ( ) 回	円
		無通信、破棄／職権失効及び発行手数料無料の理由	

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

エ 個人番号カードが作成された後、直ちに交付申請者に個人番号カードを交付する場合及び第4-3-(2)から(6)までの方法により個人番号カードを交付する場合を除き、交付申請者に個人番号カード交付通知書を送付する。

個人番号カード交付通知書は、転送不要郵便物等として送付する。

ただし、申請者から、やむを得ない理由（長期入院、自宅改築（新築）中、罹災等）により、一時的に転送の手続がなされている旨申出のある場合には、例外として転送可能郵便とすることとして差し支えない。この場合、当該理由に関する疎明資料（長期入院の場合には入院証明、自宅改築中の場合には建築確認書等、罹災者の場合は罹災証明書等）の送付や提出などを求めることが適当である。また、必要に応じ、転送先に電話等により連絡を行い、個人番号カードの交付申請が本人の意思に基づくものであることを確認することが適当である。

また、個人番号カード交付通知書の郵送方法に係る申請者への事前の周知・説明等について、遺漏のないよう対応すること。

### 3 交付

#### (1) 交付時来庁方式による交付方法

市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により作成された個人番号カードの送付を機構から受けたとき、その者に係る個人番号カードを交付するものとする（法第17条第1項）。

市町村長は、交付申請者に対し、住所地市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより（法第17条第1項、令第13条第6項本文、令第13条の2、規則第4条）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人に対し、直接、個人番号カードを交付することは適当でない。

次に掲げる書類による本人確認については、暗証番号の照合や表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と交付申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。

なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。ただし、第5-3の再交付又は第6-3の有効期間内の交付の場合においては、個人番号カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、有効期間満了の日から6月以内である個人番号カードの提示を受けることとして差し支えない。

また、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を、顔認証システムを活用しながら確認する。この場合において、まず目視により同一性の確認を行い、同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、併せて顔認証システムによる同一性の判定を行う。当該判定において同一性が確認できるとされた場合には、特段の事情のない限り、交付して差し支えない。一方、当該判定において同一性が確認できないとされた場合には、原則として交付しない。ただし、複数の職員によるなど、目視により厳格な確認を行い、同一性が確実に識別できると認める場合には、交付して差し支えない。

なお、当該判定に先立ち、交付申請者に対し、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を判定するため、顔認証システムを活用すること、及び撮影した画像は当該判定以外に利用せず、かつ、保存されないことを説明する。

また、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとして差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとして差し支えない。

A 次に掲げるいずれかの措置その他市町村長が適当と認める措置をとる場合には、次に掲げるいずれかの書類

住民基本台帳カード、個人番号カード（第4-3-(7)の法定代理人に対する交付又は(8)の代理人に対する交付、第5-3の再交付又は第6-3の有効期間内の交付の場合を想定している。）（当該個人番号カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（当該在留カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、特別永住者証明書（当該特別永住者証明書の交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、一時庇護許可書又は仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認めるもの

- (A) 書類の暗証番号の入力を求めること。
- (B) 書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された写真、氏名、生年月日及び有効期限を確認すること。
- (C) 交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

なお、住民基本台帳カード又は個人番号カードによる本人確認においては(A)の措置をとること。ただし、機能の不具合等により困難である場合には、(B)又は(C)の措置をとることとして差し支えない。また、半導体集積回路が組み込まれた運転免許証、在留カード及び特別永住者証明書による本人確認においては(B)の措置をとること。ただし、機能の不具合等により困難である場合には、(C)の措置をとることとして差し支えない。その他の書類による本人確認においては、(C)の措置をとること。

(C)の措置に係る市町村長が適当と認める事項としては、世帯構成、同一世帯の者の生年月日等が考えられる。

- B Aの措置をとることが困難であると認められる場合には、Aの書類のうち市町村長が適当と認める二以上の書類
- C A又はBの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

- (A) Aに掲げる書類のうち市町村長が適当と認めるもの
- (B) (A)のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの（住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

なお、(B)における市町村長が適当と認める書類としては、個人番号カード（当該個人番号カードの交付を受けている者の写真が表示されていないものに限る。）、在留カード（当該在留カードの交付を受けている者の写真が表示されていないものに限る。）、特別永住者証明書（当該特別永住者証明書の交付を受けている者の写真が表示されていないものに限る。）、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、資格確認書、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）、児童扶養手当証書、出生証明書、出生届出済証明書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証等が考えられる。

また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等のほか、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1-1）を、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1-2）を、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合は、当該交付申請者について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第1-3）を、交付申請者が未成年者、成年被後見人、被保佐人

、被補助人又は任意被後見人である場合は、法定代理人は民法（明治29年法律第89号）又は任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第2）を利用することも考えられる。

なお、学生証、民間企業の社員証又は住民名義の預金通帳に相当するアプリケーションに係る映像面（以下「学生証アプリ等」という。）の提示を受けることも考えられるが、上に掲げる書類の提示を受けることが困難である場合であって、映像面の操作を求める措置（必要に応じて追加で第4-3-(1)-A-(C)の措置）をとる場合に限る。令和6年6月3日付け総行マ第68号通知別紙を参照。

D A、B又はCの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（以下単に「回答書」という。）及び次のいずれかの書類

(A) 第4-3-(1)-C-(A)に掲げる書類

(B) (A)の書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認める二以上の書類（住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

市町村長が適当と認める書類については、第4-3-(1)-C-(B)に準じて取り扱う。

回答書に係る市町村長が適当と認める方法として、本人確認を行う際に個人番号通知書の提示又は第9-4の経過措置により通知カードの返納を受けた場合に限り、その場で交付申請が本人の意思に基づくものである旨を記載した文書の提出を求めることとして差し支えない。

回答書は、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、転送不要郵便物等として送付することとする。市町村長がやむを得ない理由があると認める場合としては、長期入院、自宅改築（新築）中、罹災等により、一時的に転送の手続がなされている旨申出のある場合が考えられる。この場合、当該理由に関する疎明資料（長期入院の場合には入院証明、自宅改築中の場合には建築確認書等、罹災者の場合は罹災証明書等）の送付や提出などを求めることが適当である。また、必要に応じ、転送先に電話等により連絡を行い、個人番号カードの交付申請が本人の意思に基づくものであることを確認することが適当である。

また、交付申請者に対する照会書は、第4-2-エの個人番号カード交付通知書と兼ねることとして差し支えない。

E AからDまでの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、第4-3-(1)-A-(C)の措置をとるときは、回答書、第4-3-(1)-C-(B)に掲げる書類及び次のいずれかの書類（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるものに限る。）

(A) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

(B) 次に掲げるいずれかの社会保険料の領収証書

a 健康保険の保険料

b 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税

c 後期高齢者医療制度による保険料

d 介護保険の保険料

e 労働保険料

f 国民年金の保険料

g 農業者年金の保険料

h 厚生年金保険の保険料

- i 船員保険の保険料
  - j 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定による掛金
  - k 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による掛金
  - l 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定により加入者として負担する掛金
  - m 恩給法（大正12年法律第48号）第59条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金
- (C) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書・検針票（なお、第4-3-(1)-C-(B)に掲げる書類に相当するものとして学生証アプリ等の提示を受けていないときは、検針票に相当するアプリケーションに係る映像面の提示を受けることも考えられるが、(A)から(C)までに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、映像面の操作を求める措置（必要に応じて追加で第4-3-(1)-A-(C)の措置）をとる場合に限る。令和6年6月3日付け総行マ第68号通知別紙を参照。）

これらに準ずるものとしては、電話、日本放送協会に対し支払う受信料等が考えられる。

個人番号カード交付通知書兼照会書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書発行通知書兼照会書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

## 個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様

令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の 顔写真貼付欄
------------------

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(施設長記載)

施設名			
施設の住所			
氏名			
電話番号			

## 個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様

令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の 顔写真貼付欄
------------------

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(介護支援専門員記載)

氏名			
----	--	--	--

(指定居宅介護支援事業者の長記載)

事業者名			
事業者の住所			
氏名			
電話番号			

## 個人番号カード顔写真証明書

令和 年 月 日

△△△△長 様

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の  
顔写真貼付欄

--

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(公的な支援機関の職員記載)

氏名	
----	--

(公的な支援機関の長記載)

支援機関名	
支援機関の住所	
氏名	
電話番号	

## 個人番号カード顔写真証明書

△△△△長 様

令和 年 月 日

(申請者本人)

氏名			
住所			
生年月日	性別	男・女	
電話番号			

申請者本人の  
顔写真貼付欄

--

私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

(法定代理人記載)

氏名	
本人との関係	
電話番号	

〒102-0082  
東京都千代田区一番町25番地  
住民 太郎 様

令和 年 月 日

△△△△長  
〇〇 〇〇

印

### マイナンバーカード交付通知書

- ・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
- ・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

- A本通知書 (はがき)  
B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード (お持ちの方のみ)  
C本人確認書類 (以下のアの書類を1点。アがない場合は、イを2点持参してください。)  
ア マイナンバーカード (顔写真付きのもの)、運転免許証、パスポート、在留カード など  
イ 資格確認書、年金手帳、医療受給者証、学生証 など  
※ 「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。
- 〔 15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類  
②代理種の確認書類 (戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。) も持参して、同行してください。 〕

令和 年 月 日

△△△△長 宛  
マイナンバーカード交付の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所

本人の氏名

(以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。)  
・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。  
※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は、下記の者を代理人として、マイナンバーカードの受領権限を委任します。

代理人の住所

代理人の氏名

①住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁)


②券面事項入力補助用暗証番号 (数字4桁)

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト (XXXX@XXXX) をご覧いただくか、コールセンター (XXXX-XXXX) または市町村にお問い合わせください。

〒102-0082  
東京都千代田区一番町25番地

住民 太郎 様

令和 年 月 日

△△△△長  
○○○○

印

## マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

- ・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
- ・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A本通知書 (はがき)  
 B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード (お持ちの方のみ)  
 C本人確認書類 (以下のアの書類を1点。アがない場合は、イを2点持参してください。)  
 ア マイナンバーカード (顔写真付きのもの)、運転免許証、パスポート、在留カード など  
 イ 資格確認書、年金手帳、医療受給者証、学生証 など  
 ※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

〔15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類②代理権の確  
 認書類(戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。)も持参して、同行してください。〕

△△△△長 宛  
 マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

令和 年 月 日

本人の住所

本人の氏名

(以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。)  
 ・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認めら  
 れる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」  
 を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、自願しシールを貼っ  
 てください。  
 ※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は、下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所

代理人の氏名

(1) ①～④の暗証番号を設定する  (2) いずれの暗証番号も設定しない 

①署名用電子証明書暗証番号 (大文字英字・数字混合6～16文字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②利用者証明用電子証明書暗証番号 (数字4桁)

--	--	--	--

③住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁)

--	--	--	--

④券面事項入力補助用暗証番号 (数字4桁)

--	--	--	--

同一でも可

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト (XXXX@XXXX) をご覧いただくか、コールセンター (XXXX-XXXX) または  
 市町村にお問い合わせください。

(2) 申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法

交付申請者が、住所地市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書を提出したときは、以下のいずれかの方法により、個人番号カードを交付することができる（令第13条第6項ただし書、省令第23条の4）。

これらの場合においては、交付申請者から(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに個人番号カードを送付する前に住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者が本人であることを確認する。

本人確認の方法は、(1)に準じて取り扱う。

イ又はウの場合においては、交付申請者からイ又はウの方法により確実に交付を受けることができる旨を記載した書面の提出を求めることとする。当該書面は、暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書と兼ねることとして差し支えない。

ウの場合においては、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住していることを証する書類を併せて提出させる。

ア 本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。）により送付する方法

イ 交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

ウ 病院への入院その他のやむを得ない理由によりア又はイに掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

(3) 住所地市町村長以外の市町村長を経由した申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法

第4-1-エに掲げるいずれかの事情があり、交付申請者が、住所地市町村長以外の市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書を提出したとき、個人番号カードの交付及び本人確認の方法は、(2)に準じて取り扱う。

住所地市町村長以外の市町村長は、次に掲げる書類を住所地市町村長に送付する（法第17条第5項）。また、住所地市町村長は、住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者の実在性を確認する。

ア (1)に掲げるいずれかの書類の写し

イ 暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書

ウ 本人確認を行った旨を証する書類

交付申請者が第4-1-エ（イ）から（オ）まで及び（キ）に掲げる事情がある場合においては、公共料金の領収書等、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外の居所に居住していることを証する書類を併せて提示させる。なお、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長が交付申請者の居所情報をあらかじめ把握している場合には、提示を求めないこととして差し支えない。また、交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、併せて住所地市町村長に送付する。

暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書暗証番号設定依頼書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

また、(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受け本人確認を行った旨を証する書類の様式は、次に掲げる様式第3のとおりとする。

個人番号カード 暗証番号設定依頼書  
兼 個人番号カード送付先情報登録申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個人番号			
生 年 月 日 ※1	性 別 ※1	男 ・ 女	
氏 名			
住 所			
電 話 番 号			

送付方法	<input type="checkbox"/> 書留郵便による送付を希望 ※確実に受け取ることができる方に限り、書留郵便による送付が可能です。 ※通常は本人限定受取郵便により送付します。
個人番号カード送付先 ※2	
住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由 (※2)	

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 大枠内は、住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

①住民基本台帳用 暗証番号					
②券面事項入力補助用 暗証番号					

①住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号  
②個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

※ 事務処理記載欄	受付担当者	受付年月日
		令和 年 月 日

(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

・電子証明書の暗証番号設定依頼書と統合することとして差し支えありません。



(様式第3)

令和 年 月 日

〇〇市 区 町 村 長 殿  
(個人番号カード担当課扱い)

〇〇市区町村長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第5項の規定  
に基づき、本人確認書類の提示に関する通知書

貴団体の住民基本台帳に記録されている別紙に掲げる者から、個人番号カードの交付申請書の  
提出に関して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則  
(平成26年内閣府・総務省令第3号)第4条に掲げる本人確認書類の提示を受けましたので、行  
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第5項の規定に  
基づき、經由市町村長としてその旨を通知します。

担当：〇〇市区町村〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇、▽▽

(電話番号) 00-00000-0000 (FAX番号) 00-00000-0000

様式第3別紙 經由市町村長を經由して個人番号カードの交付申請書の提出を行った者一覧

No.	氏名	生年月日	個人番号 (12桁)	通知カード 返納の有無	住基カード 返納の有無	書留郵便に よる送付の 有無	個人番号カードの送付先	經由市町村を經由する 事情 (※2)	特急発行を希望する 場合、その理由 (※3)
例	番号 花子	昭和〇年〇月〇日	123456789012	有	無	有	〇〇県△△市×-◇-★	②	(A)
例	番号 太郎	平成〇年〇月〇日	123456789012	無	無	無	●●県◇◇町△-◇-★	③	(B)
例	カード ツウ チ	19〇〇年〇月〇日	123456789012	有	有	有	◎◎県▲▲村×-▽-×	④	(C)
1				有・無	有・無	有・無			
2				有・無	有・無	有・無			
3				有・無	有・無	有・無			
4				有・無	有・無	有・無			
5				有・無	有・無	有・無			

※1 申請者が多い場合は、適宜行を追加してください。

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「カード省令」という。）第22条の2各号に規定する事情のうち、該当する号の番号を記載してください。

- ①：法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号において同じ。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて2以上の交付申請者に係る交付申請書を取りまとめることができること。
- ②：交付申請者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。
- ③：交付申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。
- ④：交付申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。
- ⑤：交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童（18歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。
- ⑥：交付申請者が個人番号カードの申請の日において一歳未満の者（以下「特定年齢未満申請者」という。）であること。
- ⑦：②から⑥までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

※3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第13条第3項第1項から第3項まで及びカード省令第23条の5第3項各号に規定する理由のうち、該当する記号を記載して下さい。

- (A) 特定年齢未満申請者であること (B) 国外から転入届をした日以後最初に行う転入届をしたこと (C) 紛失届をしたこと (D) (A)、(B)及び(E)を除き、初めて住民基本台帳に記録されたこと
- (E) 届出により住民基本台帳に記録された中長期在留者等であること (F) 住民票コード又は個人番号の変更により個人番号カードが失効したこと
- (G) 焼失若しくは著しく損傷し、又は個人番号カードの機能が損なわれたことにより個人番号カードの再交付を求めること
- (H) 追記欄が満欄となったことにより、新たな個人番号カードの交付を求めること (I) 刑事施設等に収容されていたこと

住所地市町村長以外の市町村長により行われた本人確認の結果については、その事実及び本人確認の際に提示を受けた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。また、送付を受けた書類及び書類の写しについては、必要に応じ、住所地市町村長の判断により、保存することとして差し支えない。

#### (4) 特急発行方式による交付方法

交付申請者（個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者としてAからIまでに掲げるものに限る。）が住所地市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書を提出した場合であって、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出（以下「特急発行の申出」という。）をしたときは、アからウまでの方法により、機構から交付申請者に個人番号カードを送付することによって、個人番号カードを交付することができる（法第16条の2第3項、法第17条第3項、令第13条第3項、令第13条第4項本文、令第13条第9項、省令第23条の5）。

これらの場合においては、交付申請者から(1)に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者が本人であることを確認する。

本人確認の方法は、(1)に準じて取り扱う。ただし、Aに該当する者であって、その者に係る出生の届出（以下「出生届」という。）と同時に交付申請書を提出する場合に限り、本人確認の方法は、(6)ーアに準じて取り扱う。

- A 特定年齢未満申請者（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）
- B 国外から転入をした日以後最初に行う転入届（以下「国内転入後転入届」という。）をした者（当該国内転入後転入届後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）
- C 第7ー5により紛失した旨を届け出た者（当該届出後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）
- D A、B及びEを除き、初めて住民基本台帳に記録された者（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）
- E 住民基本台帳法第30条の46又は第30条の47の届出により住民基本台帳に記録された中長期在留者等（当該届出後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）
- F 住民票コード又は個人番号の変更により個人番号カードが失効した者（住民票コードの記載の変更を請求する場合に、個人番号カードを返納した者を含み、失効後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）
- G 第5ー1ーア（焼失若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合に係る部分に限る。）より個人番号カードの再交付を求める者
- H 第6ー1ーアー(イ)（個人番号カードの表面の追記欄の余白がなくなった場合に係る部分に限る。）により有効期間内に新たな個人番号カードの交付を求める者
- I 刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されていた者、労役場に留置されていた者又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者（釈放後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

BからIまでに該当する者が特急発行の申出をすることができるのは、その者が個人番号カードの交付を速やかに受ける必要があることに係る事由が発生した日から起算して30日とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない事情があると住所地市町村長が認める場合は、この限りでない。なお、個人番号カードの交付を速やかに受ける必要があることに係る事由が発生した日とは、具体的には以下のように考えられる。

Bに該当する者 国内転入後転入届をした日

Cに該当する者 紛失届をした日

Dに該当する者 その者が本人確認書類を入手した日

Eに該当する者 中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届（住民基本台帳法第30条の46）又は住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出（同法第30条の47）をした日

Fに該当する者 住民票コードの記載の変更の請求（住民基本台帳法第30条の4）若しくは個人番号の変更の請求（法第7条第2項）をした日又は職権による個人番号の変更（法第7条第2項）により個人番号カードの返納を求める旨の通知（令第4条第2項）が到達した日若しくは当該通知に代えて、その旨の公示（令第4条第2項）をした日

Gに該当する者 個人番号カードを焼失し若しくは著しく損傷した日又は個人番号カードの機能が損なわれた日

Hに該当する者 追記欄の余白がなくなったために券面記載事項の変更ができなかった日

Iに該当する者 その者が本人確認書類を入手した日

ア又はイの方法により個人番号カードを交付する場合、交付申請者からア又はイの方法により確実に交付を受けることができる旨を記載した書面の提出を求めることとする。当該書面は、暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書と兼ねることとして差し支えない。

イの場合においては、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住していることを証する書類を併せて提出させる。

ウの場合においては、住所地市町村長は、(2)に準ずる方法で、交付申請者に対し、個人番号カードを送付するものとする。当該送付が困難である場合は、住所地市町村の事務所への出頭を求め、(1)又は(8)に準じた本人確認を行った上で個人番号カードを引き渡すものとする。

ア 交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

イ 病院への入院その他のやむを得ない理由によりアに掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

ウ ア又はイに掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、市町村の事務所に対して送付する方法

#### (5) 住所地市町村長以外の市町村長を経由した特急発行方式による交付方法

第4-1-エに掲げるいずれかの事情があり、交付申請者（(4)-Aから(4)-Iまでに掲げる者に限る。）が、住所地市町村長以外の市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書を提出した場合であって、特急発行の申出をしたときの、個人番号カードの交付及び本人確認の方法は、(4)に準じて取り扱う。

住所地市町村長以外の市町村長が住所地市町村長に送付する書類、住所地市町村長による交付申請者の実在性の確認、交付申請者が第4-1-エ-（イ）から（ホ）まで及び（キ）に掲げる事情がある場合における書類の提示及び交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合の取扱いについては、(3)に準ずるものとする。

#### (6) 出生届と同時に交付申請書を提出する場合の特急発行方式による交付方法

特急発行の申出をしようとする者が(4)-Aに該当する者である場合において、A及びBのいずれにも該当するときは、(4)又は(5)にかかわらず、交付申請書の提出を、出頭することなく、代理人を通じてすることができる（令第13条第4項ただし書）。

この場合において、個人番号カードの交付の方法は(4)に準じて取り扱う。ただし、(4)-イの方法により交付する場合において、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住していることを証する書類を併せて提出させることは要しない。

A その者に係る出生の届出と同時に交付申請書を提出すること。

B 当該代理人が、当該市町村長に対し、交付申請者の個人識別事項が記載された書類であって市町村長が適当と認めるものを提示すること。  
この場合において、本人確認の方法は以下の通りとする。

官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるものとして、出生証明書が考えられる。  
なお、やむを得ない事由により出生証明書の提示が困難である場合は、交付申請者に係る母子手帳等を利用することも考えられる。

ア 出生届、交付申請書及び交付申請者の個人識別事項が記載された書類であって市町村長が適当と認めるもの（以下「特例申請書等」という。）が住所地市町村に提出された場合、住所地市町村長は、出生届及び出生届出済証明書、交付申請者の個人識別事項が記載された書類であって市町村長が適当と認めるものに記載された個人識別事項並びに住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者が本人であることを確認する。

イ 特例申請書等が住所地市町村以外の市町村に提出された場合、住所地市町村長以外の市町村長は、出生届及び出生届出済証明書、交付申請者の個人識別事項が記載された書類であって市町村長が適当と認めるものに記載された個人識別事項を確認し、特例申請書等の写し、出生届出済証明書の写し及び(3)に準じた書類（(3)ーアに掲げる書類を除く。）を住所地市町村長に送付する。また、住所地市町村長は、住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより、交付申請者の実在性を確認する。

出生届、出生証明書、交付申請書及び暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書の統合様式のうち、交付申請書及び暗証番号設定依頼書兼個人番号カード送付先情報登録申請書に係る様式は次に掲げる様式第4のとおりとする。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛  
(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです

住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を受ける ことができない理由		
⑥連絡先電話番号【必須】		

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。

利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。  
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)は、代替文字に置き換わります。

代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

(7) 15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合の交付方法

15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合、その法定代理人に対し、市町村の事務所への出頭を求め、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）により、法定代理人が本人であることを確認する。ただし、交付申請者が特定年齢未満申請者であって、当該特定年齢未満申請者に係る法定代理人が、当該法定代理人に係る本人確認書類として(1)－Aに掲げる書類を一以上提示する場合は、交付申請者の本人確認書類としての回答書の提示を省略することができる。また、以下の場合には、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

ア 本籍地が管内であるなど、市町村が法定代理人であることを確認できるとき。

イ 15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認できるとき。

ウ 15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯であることが住民票により確認でき、法定代理人から交付申請者の法定代理人である旨を誓約する書類の提出を受けたとき。本人確認の方法は、(1)に準じて取り扱う。

また、法定代理人が選任した復代理人による出頭も認められる。この場合、法定代理人の資格を確認できる交付申請者の戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類に加え、復代理人に法定代理人がその権限を委任したことを証する委任状など指定の事実を確認するに足りる書類（様式任意）を提示させ、当該復代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）により、復代理人が本人であることを確認する。

ただし、15歳未満の者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める都道府県による委託を受けた里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）に監護されている場合、又は、同法に定める児童福祉施設に入所している場合であって、以下の事由に相当する場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 児童虐待等の理由により法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適當又は困難である場合

(ア) 里親等に監護されている場合

里親等に対し市町村の事務所への出頭を求め、里親等の資格を証明するものとして市町村が適當と判断する書類を提示させ、法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適當又は困難である事情を説明する事情説明書（様式任意）を提示させ、当該里親等に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）により、里親等が本人であることを確認する。

(イ) 児童福祉施設に入所している場合

児童福祉施設の職員に対し市町村の事務所への出頭を求め、児童福祉施設の職員としての資格を証明するものとして市町村が適當と判断する書類を提示させ、法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適當又は困難である事情を説明する事情説明書（施設長の署名が入ったもの。様式任意。）を提示させ、当該職員に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措

置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）により、職員が本人であることを確認する。

イ 法定代理人が不在である場合

(ア) 里親等に監護されている場合

里親等に対し市町村の事務所への出頭を求め、里親等の資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人が不在である事情を説明する事情説明書（様式任意）を提示させ、当該里親等に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）により、里親等が本人であることを確認する。

(イ) 児童福祉施設に入所している場合

児童福祉施設の職員に対し市町村の事務所への出頭を求め、児童福祉施設の職員としての資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人が不在である事情を説明する事情説明書（施設長の署名が入ったもの。様式任意。）を提示させ、当該職員に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）により、職員が本人であることを確認する。

(8) 交付申請者の代理人に対する交付方法

病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができる（令第13条第7項）。

病気、身体の障害のほか、やむを得ない理由により出頭が困難であると認められる者として、次に掲げる者が考えられる。

- a 成年被後見人
- b 被保佐人、被補助人及び任意被後見人
- c 中学生、小学生及び未就学児
- d 75歳以上の高齢者
- e 長期入院者
- f 身体以外の障害のある者
- g 施設入所者
- h 要介護・要支援認定者
- i 妊婦
- j 長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など（仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者）
- k 海外留学している者
- l 高校生・高専生
- m 社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者

交付申請者の代理人に個人番号カードを交付する場合には、代理人に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げる全ての書類を提示させ（令第13条第7項及び規則第13条から第16条まで）、交付申請者の出頭が困難であること、代理人の代理権の存在、代理人が本人であること及び交付申請者が本人であることを確認する。

また、必要に応じ、適宜、交付申請者に直接申請意思を確認する等慎重に行うことが適当である。

ア 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料

アの資料としては、診断書、入院診療計画書、入院していることが確認できる領収書、診療明細書、障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、本人が施設等に入所している事実を証する書類、介護保険被保険者証、認定結果通知書、母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書又は受診券、査証の写し、留学先の学生証の写し、学生証、在学証明書、mに記載する状態にある本人について公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類などが考えられる。

ただし、a、b、c、d、e、g、h及びmにおいては以下のとおり取り扱うこととして差し支えない。

aの場合、交付申請者に代わり成年後見人の出頭を求め、イ（ア）に掲げる代理人の代理権を証明する書類の提示をもって、交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料の提示があったものとして取り扱う。

bの場合、交付申請者に代わり保佐人、補助人又は任意後見人の出頭を求め、イ（ア）に掲げる代理人の代理権を証明する書類の提示をもって、交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料の提示があったものとして取り扱う。

cの場合、交付申請者に代わり法定代理人の出頭を求め、エに掲げる交付申請者の本人確認書類で生年月日が確認できる場合は、当該本人確認書類の提示をもって、交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料の提示があったものとして取り扱う。

dの場合、エに掲げる交付申請者の本人確認書類で生年月日が確認できる場合であって、委任状に交付申請者の出頭が困難である旨の記載のある場合は、当該本人確認書類及び委任状の提示をもって、交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料の提示があったものとして取り扱う。

e、g、h及びmの場合、エに掲げる交付申請者の本人確認書類で、病院長若しくは施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類、交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類、又は社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類の提示があった場合は、当該本人確認書類の提示をもって、交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料の提示があったものとして取り扱う。

イ 代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類）

（ア）代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類

ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。

（イ）代理人が法定代理人以外の者である場合には、委任状等、交付申請者の指定の事実を確認するに足りる資料

なお、委任状は、第4-2-エの個人番号カード交付通知書及びオの回答書と兼ねることとして差し支えない。

また、交付申請者が15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人である場合、法定代理人が選任した復代理人による出頭も認められる。この場合、法定代理人の資格を確認できる交付申請者の戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類に加え、復代理人に法定代理人がその権限を委任したことを証する委任状など指定の事実を確認するに足りる書類（様式任意）を

提示させ、当該復代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）により、復代理人が本人であることを確認する。

ウ 代理人の本人確認書類

代理人の本人確認書類については、第4－3－(1)－AからCまでに準じて取り扱う（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第7項第2号、規則第15条の2）。）。

エ 交付申請者の本人確認書類（次のいずれかの書類）

(ア) 次の各号に掲げる書類のうち二以上（Aに掲げる書類から一以上）

A 第4－3－(1)－Aに掲げる書類

B Aに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもの（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）

Bにおける市町村長が適当と認める書類については、第4－3－(1)－C－(B)に掲げる書類（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）が考えられる。

(イ) (ア)の書類の提示を受けることが困難な場合は、次に掲げる書類

A 第4－3－(1)－Aに掲げる書類

B 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳又は児童扶養手当証書その他の市町村長が適当と認める書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

Bにおける市町村長が適当と認める書類については、第4－3－(1)－C－(B)に掲げる書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）が考えられる。

(ウ) (ア)又は(イ)の書類の提示を受けることが困難な場合は、次に掲げる書類（交付申請者が特定年齢未満申請者であるときは、Aに掲げる書類の提示を要しない）

A (ア)－Bに掲げる書類

B (イ)－Bに掲げる書類のうち二以上

オ 回答書

交付申請者に対する照会書は、第4－2－エの個人番号カード交付通知書と兼ねることとして差し支えない。また、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

カ 交付申請者への交付申請者の代理人に対して交付した旨の通知

住所地市町村長は、交付申請者の代理人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合を除き、交付申請者に対し、交付申請者の代理人に対して個人番号カードを交付した旨の通知（別紙様式）を行うことが適当である。

ただし、交付申請者が、施設等に入所しており、当該施設等に送付することが適当であると認められる場合は、当該施設等に送付することとして差し支えない。また、必要に応じ、交付申請者又は当該施設等に電話等により代理人に対して交付した旨の連絡を行うことも考えられる。

(9) 個人番号カードの暗証番号の設定

個人番号カードに係る暗証番号の設定については、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 交付申請者又はその法定代理人に個人番号カードを交付する場合は、交付申請者又はその法定代理人自ら、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を個人番号カードに設定させる（省令第33条第1項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、交付申請者又はその法定代理人の同意を前提として暗証番号を代行して入力することを含め、市町村職員や介助者による必要な補助を行うこととして差し支えない。なお、暗証番号の決定を代行することは認められないことから、暗証番号を代行して入力する際には、入力を代行する市町村職員以外の市町村職員が本人の意思を確認するなど、本人が暗証番号を決定したことについて十分な確認を行うものとする。

また、個人番号カードの交付を行うにあたっては、設定した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。

ただし、暗証番号の設定を希望しない場合は、交付申請者又はその法定代理人にいずれの暗証番号も設定しない旨が記載された回答書等又は暗証番号の設定を希望しない旨の申請書（様式第3）を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態とした上で、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。

なお、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を申請している場合に限り、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。

イ (2)又は(3)の方法により個人番号カードを交付する場合は、交付申請者に住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を暗証番号設定依頼書に記載させ、住所地市町村長に届出をさせた上で、住所地市町村の職員が当該暗証番号を設定する。第4-1-エの場合にあつては、住所地市町村長以外の市町村長を經由して住所地市町村長に届出をさせた上で、住所地市町村の職員が当該暗証番号を設定する（省令第33条第4項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

ただし、暗証番号の設定を希望しない場合は、暗証番号を設定しない旨が記載された暗証番号設定依頼書又は暗証番号の設定を希望しない旨の申請書（様式第3）を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態とした上で、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。

なお、利用者証明用電子証明書の発行を申請している場合に限り、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。

また、暗証番号の届出をさせるにあたっては、設定を依頼した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。

なお、個人番号カード設定暗証番号記載票の様式は、次に掲げる様式第1のとおりとする。

なお、電子証明書設定暗証番号記載票の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第2のとおりとする。

ウ 交付申請者の法定代理人以外の代理人に個人番号カードを交付する場合には、回答書等に交付申請者によって住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を記載させ、届出をさせた上で、市町村職員が当該暗証番号を設定する（省令第33条第5項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

この場合においては、必要に応じ、適宜、記載した暗証番号に交付申請者によって隠蔽シールを貼らせる等、法定代理人以外の代理人等が当該暗証番号を知り得ることのないよう留意する。

ただし、交付申請者又はその法定代理人が暗証番号の設定を希望しない場合は、暗証番号の設定を希望しない旨の申請書（様式第3）を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態とした上で、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。

なお、利用者証明用電子証明書の発行を申請している場合に限り、交付申請者又はその法定代理人は、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。

エ (4)から(6)までの方法により個人番号カードを交付する場合（(4)に掲げる者が、市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書を提出した場合であって、(1)の方法により個人番号カードを交付するときにおいて、その者が、当該市町村長が適当と認める者である場合を含む。）は、交付申請者に住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する数字4桁からなる暗証番号を暗証番号設定依頼書に記載させ、住所地市町村長を経由して機構に届出をさせた上で、機構が当該暗証番号を設定する。第4-1-エの場合にあつては、住所地市町村長以外の市町村長を経由して機構に届出をさせた上で、機構が当該暗証番号を設定する（省令第33条第2項及び第3項）。なお、二種類の暗証番号が同一でも差し支えない。

市町村長が適当と認める者として、個人番号カードの交付を速やかに受けることを希望する旨の申出をした者が考えられる。

ただし、暗証番号の設定を希望しない場合の取扱いは、イに準ずる。この場合において、交付の方法は(4)－ウをとるものとし、機構から個人番号カードが送付された後、当該個人番号カードの暗証番号をロックした状態とした上で、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。

なお、利用者証明用電子証明書の発行を申請している場合に限り、交付申請者は、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。

また、暗証番号の届出をさせるにあたっては、設定を依頼した暗証番号を記載するための書類を交付するものとする。

別紙様式

〒102-0082  
東京都千代田区一番町25番地  
住民 太郎 様

令和 年 月 日

△△△△長  
○○ ○○

交付申請者の代理人への交付についてのお知らせ

- 申請いただいたマイナンバーカードについて、令和〇年〇月〇日に来庁した代理人に対し、交付しましたのでお知らせいたします。
- このお知らせに心当たりのない場合は、〇〇市〇〇課 (XXXX-XXXXXX) にお問い合わせください。  
また、マイナンバー総合フリーダイヤル (XXXX-XXXXXX) にご連絡いただくことで、マイナンバーカードの機能を一時停止することができます。

\_\_\_\_\_ 様

〇〇〇〇〇〇課  
連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 設定暗証番号記載票

暗証番号は、アプリごとに設定されており、それぞれの仕組みを利用するために必要となるものです。ご記入いただき、大切に保管していただきますようお願い致します。  
また、暗証番号を設定することにより、第三者のなりすましを防いでいます。暗証番号はみだりに他者に教えないようにしてください。  
なお、暗証番号は、入力を連続して3回間違えるとロックされ、その場合、市町村の窓口にお越しいただいて暗証番号の再設定を行う必要がありますのでご注意ください。

①住民基本台帳用 暗証番号				
②券面事項入力補助用 暗証番号				

①住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号  
②個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号





(10) 個人番号カードの交付に係るその他の留意事項

ア 個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーションについて、基本四情報の一部に、代替文字が必要な場合には、交付申請者本人若しくは代理人に選択させた該当部分の代替文字又は交付申請者より事前に申告された代替文字を入力する。原則として交付申請者又は代理人の選択を尊重するが、社会通念に照らして代替文字と本来の文字がかけ離れていると判断した場合には、交付申請者又は代理人に説明し、了解を得た上で、選択し直すことも差し支えない。

イ 個人番号カードを交付するにあたっては、その券面記載事項及び内部記録事項が正確であるかどうかについて留意する。

ウ 個人番号カードを交付した場合は、その処理と連動して、個人番号カード運用状況を運用中とする。

エ 交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、当該住民基本台帳カードのカード運用状況（以下「住民基本台帳カード運用状況」という。）を廃止とし、住民基本台帳カード返納届を添えて、当該住民基本台帳カードを返納させる（番号法総務省関係整備令附則第2条第1項）。ただし、(2)から(5)までの方法により個人番号カードの交付を行う場合には、交付申請が取り消される場合に備えて、住民基本台帳カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該住民基本台帳カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、交付申請の取消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該住民基本台帳カードを交付申請の取消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第4-3-(9)-イ）までの間に、交付申請の取消しがない場合については、住民基本台帳カード運用状況を廃止とする。

この場合において、交付申請者が他の届出等と併せて住民基本台帳カードを返納するときは、当該届出等に住民基本台帳カードを返納する旨を記載することにより、住民基本台帳カード返納届の提出に代えることができる。

また、第4-1-オの場合にあつては、住所地市町村長以外の市町村長を経由して住民基本台帳カードを返納させること。

なお、郵便等又は代理人による住民基本台帳カードの返納についても、その受理を行うことができる。

オ 個人番号カードの交付を行うにあたっては、交付申請者に対し、既に失効した個人番号カードを返納せずに保有していることがないかを確認し、返納がなされていない場合には返納するよう促すものとする（法第17条第11項）。

カ 個人番号カードの交付を行うにあたっては、第4-2-エの個人番号カード交付通知書を計画的に送付する、窓口において迅速にカード交付処理を行うための体制を整備する等の措置を講ずることにより、窓口における交付申請者の待ち時間を可能な限り短縮するよう努めること。

キ 個人番号カードを直ちに交付した場合には、交付申請者にその旨を通知する文書を送付することが適当であること。送付については、第4-2-エに準じて取り扱う。

## 第5 個人番号カードの再交付

### 1 再交付申請書の受理

#### ア 再交付の事由

個人番号カードの交付を受けている者から、次に掲げる事由により直接に又は住所地市町村を経由して機構に対し再交付申請があった場合、その者に係る個人番号カードを再交付しなければならない（省令第28条第1項）。

(ア) 個人番号カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合

(イ) 個人番号カードの機能が損なわれた場合

#### イ 再交付申請書の記載事項並びに交付申請書情報の入力及び登録

再交付申請書の記載事項については、第4-1-アに準じて取り扱う。

なお、再交付申請書には、併せて個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由を記載させる（省令第28条第1項）。

再交付申請書は、電子証明書発行／更新申請書と統合することとし、次に掲げる様式とする。

また、個人番号カードの再交付申請を行うには、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報入力を実施する。



ウ 写真の添付

写真の添付については、第4-1-イに準じて取り扱う。

エ 再交付申請書の保存

再交付申請書の保存については、第4-1-ウに準じて取り扱う。

オ 住所地市町村長以外の市町村長を経由した再交付申請書の提出

住所地市町村長以外の市町村長を経由した再交付申請書の提出については、第4-1-エに準じて取り扱う。

カ 郵便等又は代理人による再交付申請書の提出

郵便等又は代理人による再交付申請書の提出については、第4-1-オに準じて取り扱う。

キ 電子情報処理組織を使用した再交付申請

電子情報処理組織を使用した再交付申請については、第4-1-カに準じて取り扱う。

ク 二重交付の禁止

個人番号カードの再交付を受けようとする者に対し、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、再交付申請書の提出と併せて、当該個人番号カードを返納させる（省令第28条第2項）。

なお、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合において、個人番号カードを再交付するときは、その事実を疎明するに足りる書類を提出させるものとする（省令第28条第3項）。当該事実を証明する書類としては、次に掲げるいずれかの書類とする。

(ア) 遺失届を届け出た警察署及びその連絡先並びに遺失届受理番号が記載された個人番号カード紛失届

(イ) 消防署又は市町村の発行する罹災証明書

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる書類の提出が困難な場合には、紛失又は焼失の経緯を記載した書類

なお、(ア)の書類が提出された場合にあつては、その場で当該書類に記載された連絡先に連絡し、遺失届の届出の有無を確認すること。

個人番号カードの返納を受けた場合は、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とし、個人番号カードの返納を受けることができないと認められる場合は、個人番号カード運用状況を廃止とする（省令第28条第4項）。

なお、現に交付を受けている個人番号カードについて住民票コードの読み出しが可能であると認められる場合又はその券面記載事項により本人確認が可能であると認められる場合は、本人の希望により、当該個人番号カードを返却させ、当該個人番号カードと引換えに個人番号カードを再交付することができる。

この場合においては、再交付に際し、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする。

ケ 個人番号カードの再交付申請の取消しについては、第4-1-ケに準じて取り扱う。

2 作成

作成については、第4-2に準じて取り扱う。

3 再交付

再交付については、第4-3に準じて取り扱う。

ただし、第4-3-(2)又は(3)の方法により個人番号カードの再交付を行う場合には、再交付申請が取り消される場合に備えて、個人番号カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該個人番号カードに電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1

項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず)に保管し、再交付申請の取消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該現に交付を受けている個人番号カードを再交付申請の取消しを行う者に返却する。暗証番号の設定(第4-3-(9)-イ)までの間に、再交付申請の取消しがない場合については、個人番号カード運用状況を廃止とする。

## 第6 個人番号カードの有効期間内の交付

### 1 交付申請書の受理

#### ア 有効期間内の交付の事由

個人番号カードの交付を受けている者から、次に掲げる事由により直接に又は住所地市町村長を通して機構に対し交付申請があった場合、その者に係る個人番号カードを交付しなければならない（省令第29条第1項）。

(ア) 個人番号カードの有効期間の満了する日までの期間が3月未満となった場合（個人番号カードの有効期間が満了した場合を含む。）

(イ) 個人番号カードの表面の追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合

#### イ 交付申請書の記載事項並びに交付申請書情報の入力及び登録

交付申請書の記載事項については、第4-1-アに準じて取り扱う。

なお、交付申請書には、併せて個人番号カードの交付を受けようとする事由を記載させることが望ましい。

また、個人番号カードの有効期間内の交付申請を行うには、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報入力を実施の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申請者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する。

#### ウ 写真の添付

写真の添付については、第4-1-イに準じて取り扱う。

#### エ 交付申請書の保存

交付申請書の保存については、第4-1-ウに準じて取り扱う。

#### オ 住所地市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出

住所地市町村長以外の市町村長を経由した交付申請書の提出については、第4-1-エに準じて取り扱う。

#### カ 郵便等又は代理人による交付申請書の提出

郵便等又は代理人による交付申請書の提出については、第4-1-オに準じて取り扱う。

この場合においては、市町村の判断により、個人番号カードの提示に代えて、その写しを提出させる運用等を行うことができる。

#### キ 電子情報処理組織を使用した交付申請

電子情報処理組織を使用した交付申請については、第4-1-カに準じて取り扱う。

この場合においては、市町村の判断により、個人番号カードの提示に代えて、個人番号カードの有効期間内の交付の事由を満たすことを、他の方法により市町村が確認する運用等を行うことができる。

#### ク 二重交付の禁止

個人番号カードの交付を受けようとする者に対し、交付申請書の提出と併せて、現に交付を受けている個人番号カードを提示させる。

#### ケ 個人番号カードの有効期間内の交付申請の取消しについては、第4-1-ケに準じて取り扱う。

### 2 作成

作成については、第4-2に準じて取り扱う。

ただし、第6-1-ア-（ア）の場合の有効期間の設定については、第4-2-イ-（ア）-Aの者については作成の日から11回目の誕生日まで、第4-2-イ-（ア）-Bの者については作成の日から6回目の誕生日までとして設定を行うものとする（省令第29条第3項）。

### 3 交付

交付については、第4-3に準じて取り扱う。

なお、現に交付を受けている個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付する（省令第29条第2項）。

この場合においては、交付に際し、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする。

ただし、第4-3-(2)又は(3)の方法により個人番号カードの交付を行う場合には、交付申請が取り消される場合に備えて、個人番号カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該個人番号カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、交付申請の取消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該現に交付を受けている個人番号カードを交付申請の取消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第4-3-(9)-イ）までの間に、交付申請の取消しがない場合については、個人番号カード運用状況を廃止とする。